様式第五(第6条関係)

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2019年11月8日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都大田区蒲田 5-8-7 蒲田 K-1 ビル 8F 株式会社シグナルトーク 代表取締役 栢 孝文

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

- 1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
 - (1) 事業目標の要約

これまで麻雀業界と言えば、特に店舗において遊技代金とは別にお客様同士が金銭を 賭けて違法に対局しているなどネガティブなイメージで語られることが多い。弊社では そのネガティブな要素を排除して、店舗・業界の健全化を図ることで、麻雀業界全体の 活性化、社会的地位の向上を目指すものである。

当社は現在会員数110万人を有するオンライン麻雀ゲーム事業を行っているが、その知見と技術を活かして、新たにICT化した麻雀自動卓開発と当該卓を導入しての麻雀店舗運営事業及び運営・ポイントシステム販売事業への進出を目指している。

従来の麻雀自動卓はゲーム進行、配牌などは自動化されているが、当社はそれら機能に加え、アプリと連携することでポイント管理・売上会計管理・成績管理も自動化する。これにより、キャッシュレス運営による麻雀業界・店舗の健全化と健全化による新規顧客の獲得、ICT化による麻雀店舗経営の近代化・効率化による収益性の向上を図るものである。

現在、麻雀はプロ選手によるMリーグの開催など競技ゲームとして若者・女性からも注目を集める一方、認知機能維持向上に役立つなど健康スポーツ面からミドル・シニア層にも人気が高まってきている。Mリーグをはじめとしてネット・テレビでの麻雀コンテンツの拡充、人気など経済的効果も期待されており、ねんりんピック(厚生労働省)でも大会が開催され、「自民党頭脳スポーツとしての健全で安全な麻雀を推進する議員連盟(仮)」も結成されている。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新商品の開発又は生産」(次世代麻雀卓、ポイントシステム等)、「役務の新たな提供方法の導入」(キャッシュレス店舗、全国ランキングシステム等)に該当する。

従来の麻雀自動卓はゲーム進行、配牌などは自動化されているが、当社はそれら機能に加え、アプリと連携することでポイント管理・売上管理・成績管理も自動化する。 それにより、店舗でのキャッシュレス化(ポイントシステム導入)を推進し、キャッシュレス化による店舗の健全化、安全化(現金のやり取り、賭博行為の排除)を図り、その訴求により新規顧客層(若者、女性、シニア)の獲得が可能となる。

現在、麻雀人口は約500万人、市場規模は約500億円(レジャー白書)であるが、

主要な5つの麻雀ゲームアプリにおける累計ユーザー数は推定述べ2500万人以上(重複ユーザー含む)とされており、重複を除いても1000万人以上はいると推定されており、市場規模についても1000億円規模ぐらいまでの伸びしろが推定される。ネット配信AbemaTVでのMリーグ番組視聴者数は毎週<math>15万人以上にもなる。

また、従来は店舗店員の手で行われていた卓管理、成績集計管理、会計管理などの業務自動化・システム化により人件費削減又は提供サービスの向上、利益率向上を図ることができる。また、自動化による正確な記録と精算で、会計、経営の明朗化、可視化による健全化、安全化も可能となる。

さらに、同一システム導入店舗の成績一元化管理による全国大会イベント開催や全国 ランキング公開が可能となり、既存・新規顧客の来店モチベーション向上を図ることが できる。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1)事業実施主体

麻雀卓・システム開発事業者:大洋技研株式会社 麻雀卓・システム販売事業者:大洋技研株式会社

システム提供・運営事業者 :株式会社シグナルトークシステム利用事業者(サービス提供事業者):各麻雀店舗

サービス利用者 : 各麻雀店舗顧客

※地方拠点メーカーとのベンチャーによる地方創生事業の実践

(2) 事業概要

<事業全体概要>

シグナルトークのノウハウ

- 個人成績集計
- ・レーティング
- ・期間イベント開催
 - ・システム開発

Etc...



大洋技研のノウハウ

- 自動卓シェア率
- 成績転送システム
- ・成績管理システム

Etc...

新しい麻雀スタイルの実現

- 全国イベント開催
- ・全国レーティング
- 時間毎の成績集計
- ・顧客管理システム

Etc...

今まで["]不可能["]だったことが "実現可能"に

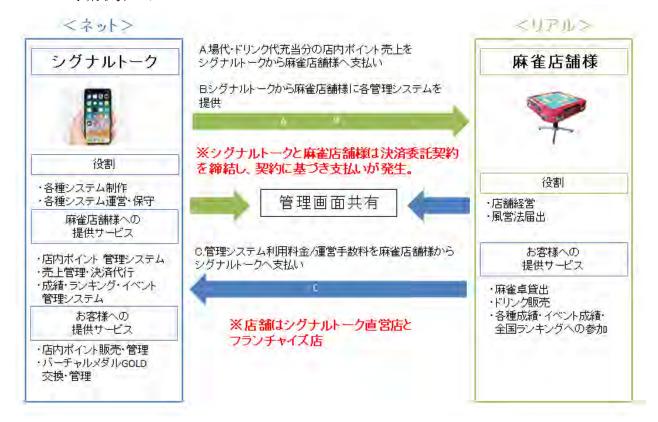
→専用アプリ開発により打ち手にも 新しい遊技方法を提供可能に

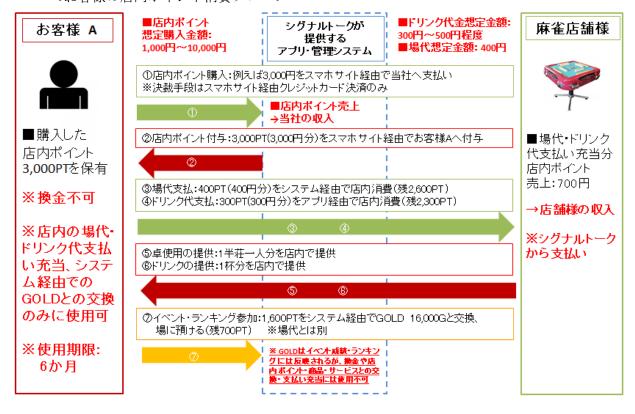
麻雀 (店舗)業界のキャッシュレス化 (換金不可) による健全化

<事業の流れ>

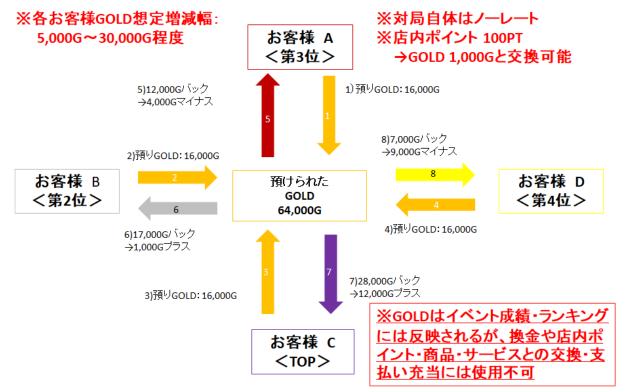
- 1. シグナルトークと大洋技研で次世代麻雀自動卓を開発。
- 2. シグナルトークが管理・ポイントシステムと連携アプリを開発。 →1,2についてシグナルトークと大洋技研で共同開発契約書締結。
- 3. 大洋技研が麻雀店に次世代麻雀自動卓を販売、併せて管理・ポイントシステムを代理販売。
- 4. シグナルトークが管理・ポイントシステムを導入麻雀店に提供、運営。
- 5. 麻雀店はシグナルトークにシステム利用料・運営費を支払い。 →4,5について麻雀店とシグナルトークはシステム利用契約書締結。
- ・お客様は連携アプリ(無料)をダウンロードしてスマホにインストール、クレジットカード決済によるアプリ内課金により店内ポイントを購入。→シグナルトーク売上
- ・お客様は麻雀店に来店して購入した店内ポイントを使って、場代・ドリンク代の支払いに充当して、麻雀をプレイ。<u>店内ポイントは換金不可で用途は場代・ドリンク代充当及び下記バーチャルメダルGOLD(仮称)との交換のみ可能。</u> 店内ポイントの使用期限は6か月。
- ・消費された場代・ドリンク代充当分の店内ポイントの売上をシグナルトークが麻雀店に支払い。
 - →麻雀店とシグナルトークは決済委託契約書締結。
- ・お客様は購入した店内ポイントをバーチャルメダルGOLD(仮称)に交換することができる。イベント参加の際にGOLDをシステム経由で場に預けることができる。GOLDはイベント成績によって増減する。
 - →<u>GOLD数(G)はイベント成績やランキングに反映されるが、店内・店外を問わず、</u> 換金、商品・サービス・店内ポイントとの交換・支払い充当はできない。

<事業取引スキーム>





<プレイによるGOLD増減例>



(3) 新事業活動を実施する場所

東京都渋谷区にて当社が運営する直営店舗にて営業開始。 以後、1号店で運営、運用の実証を6か月行い、システムの改善、更新を実施。 その後、メーカーの販路を中心に麻雀店舗チェーンに営業先を拡大。 ※直営店→首都圏→関東圏→関西圏・中京圏→全国

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

次世代麻雀卓と新サービス発表

2019年 12月(予定)

導入1号店(直営)での営業開始

2020年 2月(予定)

麻雀チェーン (FC) への導入営業開始 2020年 6月以降(予定)

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という)第23 条2項

- 5. 具体的な確認事項
 - (1)本件新規事業においては、下記のシステムで店舗が運営される。

来店した顧客は、クレジットカード決済によって、当該麻雀店内でのみ使用可能な店内ポイントを購入する。

上記ポイントは、当該麻雀店での遊技代金の支払及び店内で消費する飲み物

(300円~500円程度)の購入について使用することが可能である。

また上記ポイントは、当該麻雀店で麻雀遊技をする際に「バーチャルメダル」と称 するもの(以下「メダル」という)に交換することができる。

メダルは、店内における麻雀遊技の結果に応じて増減するこがあり、麻雀で勝てば メダルが増え、麻雀で負ければメダルが減る場合がある。

もっとも、メダルは、これを遊技代金の支払や店内で消費する飲み物を購入する代 金に充当することはできない。

メダルは、換金することもできない。

また、メダルを上記ポイントに戻すこともできない。

遊技代金の支払や店内で消費する飲み物を購入は、クレジットカード決済でのみ取得できる上記ポイント(いったん上記ポイントをメダルに交換するとこれを上記ポイントに戻すことは不可能である)によってのみ可能である(以下、ここまで書いたシステムを「本件スキーム」という)。

(2) 本件スキームについて、風営法第23条2項に違反しないことを確認したい。

〈当社の考え〉

風営法第23条2項は、麻雀店が遊技の結果に応じて賞品を提供することを禁じている。 本件スキームでは、顧客が麻雀遊技をすることによって当該顧客のメダルが増加することが あるといっても、それは、換金不可能であり、また、遊技代金の支払や店内で消費する飲み 物を購入にも使用できない。また、メダルを上記ポイントに戻すこともできない。

よってメダルは、言わば、当該顧客の名誉を満たすためにのみ存在するものである。

風営法第23条2項は、財産的利益の提供を禁止するものであるところ、当該メダルには何 らの財産的価値がないので、本件スキームは、風営法第23条2項に違反しない。

上記4.5.については当社の顧問弁護士による

6. その他

- 2018/10/05 警視庁渋谷警察署生活安全課保安係を訪問。当該サービス内容について賭博 法、風営法に抵触しないかを問い合わせた。
- 2019/01/31 経済産業省に対しグレーゾーン解消制度の活用法について相談の実績。 賭博法等刑法については対象外、風営法について規制官庁へ照会した場合に 想定されるリスクなどについて説明を受けた。
- 2019/02/12 警視庁渋谷警察署生活安全課保安係に対し、本サービスについての賭博法・風営法における弊社顧問弁護士の適法解釈についての見解を上申書として提出した。
- 2019/04/03 経済産業省に対し作成した照会書案を基にグレーゾーン解消制度活用について再度事前相談。
- 2019/09/11 経済産業省から警察庁に対し、修正案を打診、検討を依頼。
- 2019/10/23 警察庁から事前打診内容について経済産業省を通じて回答受領。